

## 契 約 書 (案)

一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

### （目的及び内容）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

業務名称	一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院 駐車場除排雪業務委託
業務内容	別記1「一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院 駐車場除排雪業務委託仕様書」のとおり
実施場所	新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院 (南魚沼市浦佐4132番地)

### （委託期間）

第2条 業務の委託期間は、令和7年11月1日から令和10年3月31日までとする。

### （委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）単価は、別記2「単価表」のとおりとする。

### （契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

### （権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、本契約に定める権利を第三者に譲渡し、又は本契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

### （再委託の取扱）

第6条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合、あらかじめ甲に書面で届け出た上、許可を得てから行うものとする。

### （立入調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは業務の実施状況について随時実地調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め又は必要な指示をすることができる。

### （一般的損害）

第8条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の場合、その他の業務について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(病院貸与車両を使用した損害)

第10条 病院貸与車両を使用した際に損害が生じた場合は、必要に応じて当該車両の保険(以下「保険」という。)を使用することが可能とする。ただし、保険を使用する場合は、甲乙協議の上、決定する。

2 乙の責めに帰すべき事由により生じた病院貸与車両の損害については、乙がその費用を負担する。

(業務報告書の提出)

第11条 乙は、各月ごとの業務の成果をとりまとめた報告書(以下「報告書」という。)について、速やかに甲に提出しなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条の報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、各月業務の成果が検査に合格したときは、支払請求書を翌月10日までに甲に提出するものとする。

2 請求額は、契約項目及び契約時間帯ごとに算出した1か月の総除雪時間(1時間未満の端数は30分単位で整理し、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。)に契約単価を乗じた額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 甲は、第1項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受領したときは、受領した月の翌月末までに委託料を甲に支払うものとする。

(履行期限の延長)

第14条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により甲の指定する日までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(契約内容の変更等)

第 15 条 甲は、必要がある場合には、本契約の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

なお、その場合、契約の変更又は中止に必要な事項は、甲乙協議の上、定める。

2 甲は、前項の定めより本契約を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

(予算の制約による契約の変更又は解除)

第 16 条 本契約は、毎年 3 月に開催される一般財団法人新潟県地域医療推進機構臨時評議員会において、次年度の収支予算が承認されることが条件となる停止条件付き契約であるため、甲は、第 2 条で定める委託期間中において本契約に係る予算が減額若しくは削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。

(甲の解除権)

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について、不正があったとき。
- (2) 履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な事由がないのに定められた期日までに契約の履行に着手しないとき。
- (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (5) 一般競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
- (6) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (7) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められるとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (11) 乙が本契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 7 号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (12) 乙が本契約に関して第 7 号から第 10 号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (13) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(違約金)

第18条 前条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は、予定数量に契約単価を乗じた金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(天災による履行不能)

第19条 天災その他不可抗力によって業務上損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議のうえ定める。

(危険負担)

第20条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第21条 乙は、本件業務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し又は解除された後も同様とする。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(費用の負担)

第23条 本契約の締結に要する費用は、甲乙均等に負担するものとする。

(法令の遵守)

第24条 本契約の履行に関して、甲乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するものとする。

なお、乙は、関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第 25 条 乙は、本契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことにより本契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第 26 条 本契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 27 条 本契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

本契約の成立を証するため、本書を電磁的方法により作成のうえ、甲乙合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 7 年 11 月 1 日

南魚沼市浦佐 4132 番地

甲 一般財団法人新潟県地域医療推進機構  
魚沼基幹病院  
病院長 生越 章

南魚沼市〇〇

乙 〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇 〇〇